

# 重要事項説明書

リアルワールドゲームス株式会社が媒介を行い、お客様と株式会社イーネットワークシステムズが締結する「アルクコインでんき」の小売供給契約（以下「需給契約」といいます。）について電気事業法施行規則第三条の十二（供給条件の説明等）の規定に従い、次の通りご説明いたします。

<p>■ 小売電気事業者の名称及び登録番号</p> <p>株式会社イーネットワークシステムズ（以下「イーネットワークシステムズ」といいます。） 登録番号A0067</p>										
<p>■ 媒介等の有無、媒介業者等の名称</p> <p><input type="checkbox"/> 代理 ■ 媒介 <input type="checkbox"/> 取次                      リアルワールドゲームス株式会社（以下「リアルワールドゲームス」といいます。）</p>										
<p>■ 連絡先、時間帯</p> <p>申込状況の確認、解約、各種変更手続き、苦情及び問合せ、その他ご不明な点等はイーネットワークシステムズへお問合せください。</p> <p>イーネットワークシステムズ コールセンター 0120-491-710</p> <p>受付時間 9:00～18:00（土日祝日を除く） ※緊急のご用件については全日24時間承ります。</p>										
<p>■ 需給契約の申込みの方法</p> <p>あらかじめイーネットワークシステムズのアルクコインでんき電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）の内容を承諾頂き、イーネットワークシステムズ指定の申込フォームに必要事項を記載のうえ、お申込み頂きます。</p>										
<p>■ 電気供給開始予定日</p> <p>供給開始予定日は、原則として以下の通りとなります。</p> <p>なお、供給開始日は、供給開始後に改めて書面又はホームページ又は電子メール等のイーネットワークシステム所定の電磁的方法によりお客様にお知らせいたします。（お申し込み時のお客様情報の誤り、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「電力会社」といいます。）との手続き等により、所定の手続きに時間を要する場合があります。その場合には、あらかじめお伝えした日に供給を開始できない場合があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・スマートメーターが設置されていない場合:お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日</li><li>・スマートメーターが設置されている場合:お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日</li></ul>										
<p>■ 小売供給に係る料金・契約種別の内容</p> <p>I. 契約種別の内容</p> <p><b>1. 北海道電力株式会社供給区域の契約種別の内容</b></p> <p>(1) 従量電灯B（北海道B）</p> <p>電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</p> <p>① 基本料金</p> <p>従量電灯B（北海道B）の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。 (税込)</p> <table border="1"><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,023 円</td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,364 円</td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,705 円</td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,046 円</td></tr></table> <p>② 電力量料金</p> <p>従量電灯B（北海道B）の電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 (税込)</p> <table border="1"><tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>23円98銭</td></tr></table>	契約電流 30 アンペア	1,023 円	契約電流 40 アンペア	1,364 円	契約電流 50 アンペア	1,705 円	契約電流 60 アンペア	2,046 円	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円98銭
契約電流 30 アンペア	1,023 円									
契約電流 40 アンペア	1,364 円									
契約電流 50 アンペア	1,705 円									
契約電流 60 アンペア	2,046 円									
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円98銭									

120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 27 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 99 銭

(2) 従量電灯 C (北海道 C)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

① 基本料金

従量電灯 C (北海道 C) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	341 円 80 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

従量電灯 C (北海道 C) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 98 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 27 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 99 銭

2. 東北電力株式会社供給区域の契約種別の内容

(1) 従量電灯 B (東北 B)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

① 基本料金

従量電灯 B (東北 B) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

契約電流 30 アンペア	990 円
契約電流 40 アンペア	1,320 円
契約電流 50 アンペア	1,650 円
契約電流 60 アンペア	1,980 円

② 電力量料金

従量電灯 B (東北 B) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭

(2) 従量電灯 C (東北 C)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

① 基本料金

従量電灯 C (東北 C) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

従量電灯 C (東北 C) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

29 円 28 銭

**3. 東京電力パワーグリッド株式会社供給区域の契約種別の内容**

## (1) 従量電灯 B (東京 B)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

## ① 基本料金

従量電灯 B (東京 B) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

(税込)

契約電流 30 アンペア	858 円
契約電流 40 アンペア	1,144 円
契約電流 50 アンペア	1,430 円
契約電流 60 アンペア	1,716 円

## ② 電力量料金

従量電灯 B (東京 B) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭

## (2) 従量電灯 C (東京 C)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

## ① 基本料金

従量電灯 C (東京 C) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

(税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

## ② 電力量料金

従量電灯 C (東京 C) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭

**4. 中部電力株式会社供給区域の契約種別の内容**

## (1) 従量電灯 B (中部 B)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

## ① 基本料金

従量電灯 B (中部 B) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

(税込)

契約電流 30 アンペア	858 円
契約電流 40 アンペア	1,144 円
契約電流 50 アンペア	1,430 円
契約電流 60 アンペア	1,716 円

## ③ 電力量料金

従量電灯B（中部B）の電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（税込）

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円54銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円49銭

(2) 従量電灯C（中部C）

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

① 基本料金

従量電灯C（中部C）の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

（税込）

契約容量1キロボルトアンペアにつき	286円00銭
-------------------	---------

② 電力量料金

従量電灯C（中部C）の電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（税込）

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円54銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円49銭

5. 北陸電力株式会社供給区域の契約種別の内容

(1) 従量電灯B（北陸B）

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

① 基本料金

従量電灯B（北陸B）の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

（税込）

契約電流30アンペア	726円
契約電流40アンペア	968円
契約電流50アンペア	1,210円
契約電流60アンペア	1,452円

② 電力量料金

従量電灯B（北陸B）の電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（税込）

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円85銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円74銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円45銭

(2) 従量電灯C（北陸C）

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

① 基本料金

従量電灯C（北陸C）の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

（税込）

契約容量1キロボルトアンペアにつき	242円00銭
-------------------	---------

② 電力量料金

従量電灯C（北陸C）の電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（税込）

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 85 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 74 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 45 銭

## 6. 関西電力株式会社供給区域の契約種別の内容

### (1) 従量電灯 A (関西 A)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

#### ① 基本料金

従量電灯 A (関西 A) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	341 円 02 銭
------------------------	------------

#### ② 電力量料金

従量電灯 A (関西 A) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 32 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 29 銭

### (2) 従量電灯 B (関西 B)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

#### ① 基本料金

従量電灯 B (関西 B) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭
---------------------	------------

#### ② 電力量料金

従量電灯 B (関西 B) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 21 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 21 銭

## 7. 中国電力株式会社供給区域の契約種別の内容

### (1) 従量電灯 A (中国 A)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

#### ① 基本料金

従量電灯 A (中国 A) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	337 円 37 銭
------------------------	------------

#### ③ 電力量料金

従量電灯 A (中国 A) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 79 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 47 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 59 銭
----------------------------	-----------

(2) 従量電灯 B (中国 B)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

① 基本料金

従量電灯 B (中国 B) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

従量電灯 B (中国 B) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 10 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 19 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 06 銭

8. 四国電力株式会社供給区域の契約種別の内容

(1) 従量電灯 A (四国 A)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

① 基本料金

従量電灯 A (四国 A) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	411 円 40 銭
------------------------	------------

② 電力量料金

従量電灯 A (四国 A) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 99 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 50 銭

(2) 従量電灯 B (四国 B)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

① 基本料金

従量電灯 B (四国 B) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

従量電灯 B (四国 B) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 42 銭

9. 九州電力株式会社供給区域の契約種別の内容

(1) 従量電灯 B (九州 B)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

① 基本料金

従量電灯 B (九州 B) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

契約電流 30 アンペア	891 円
契約電流 40 アンペア	1,188 円
契約電流 50 アンペア	1,485 円
契約電流 60 アンペア	1,782 円

② 電力量料金

従量電灯 B (九州 B) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 06 銭

(2) 従量電灯 C (九州 C)

電灯又は小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

① 基本料金

従量電灯 C (九州 C) の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。(税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

従量電灯 C (九州 C) の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 06 銭

II. 料金の計算方法 (詳細は電気供給約款をご参照ください。)

契約電流又は契約容量の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。

なお、料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除き小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。再生可能エネルギー発電促進賦課金については端数を切り捨てるものとします。

III. アルクコインの付与

イーネットワークシステムズは、お客様から支払期日までに料金の支払いを受けたときは、遅滞なく、お客様の「ビットにゃんたーず」のアカウントにアルクコインを付与するものとします。付与するアルクコインは、お客様が支払った当該金額 1,000 円 (端数切り捨て) ごとに 2 枚とします。需要家に対する付与の時期は原則として利用月の翌月末とし、付与日が営業日以外の場合は次の営業日の 12:00 に付与するものとします。需要家に対する付与の時期は原則として利用月の翌月末とし、付与日が営業日以外の場合は次の営業日の 12:00 に付与するものとする。需要家に対する付与の時期は原則として利用月の翌月末とし、付与日が営業日以外の場合は次の営業日の 12:00 に付与するものとする。

■ 電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担

電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、場合によってはメーター取替えに伴う工事等について個別の費用負担が生じる可能性があります。

その際は、イーネットワークシステムズ、又は電力会社のいずれかより事前にお客様へ連絡させていただきます。

#### ■ その他の負担

- お客様が次のいずれかに該当し、イーネットワークシステムズが電力会社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）に基づき電力会社から違約金の支払いを求められた場合、イーネットワークシステムズはお客様へ当該違約金相当額全額につき請求させていただきます。
  - 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合。
  - 電気工作物の改変等によって不正に電力会社の電線路を使用し、又は電気を使用した場合。
  - 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
- お客様が支払期日を経過してもなおお料金を支払わない場合には、イーネットワークシステムズは支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて延滞利息10%を申し受けることがあります。
- お客様が故意又は過失によって電力会社の設備を損傷・亡失し、イーネットワークシステムズが託送供給等約款に基づき電力会社から賠償金の支払いを求められた場合、イーネットワークシステムズはお客様へ当該賠償金相当額全額につき請求させていただきます。
- お客様が支払期日を経過してもなおお料金を支払わない場合等には、イーネットワークシステムズに対して保証金を預けて頂くことがあります。
- お客様が契約電流、契約容量又は契約電力をこえて電気を使用された場合には、電力会社及びイーネットワークシステムズの責めとなる理由による場合を除き、イーネットワークシステムズは当該超過分につき料金表により計算される基本料金の1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客様から申し受けます。

#### ■ 不利益事項

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。契約内容が不明の場合は従前の小売電気事業者にご確認ください。

- 過去電力使用量の照会不可。
- 契約期間中の解約に伴う違約金の発生。（複数年契約などの場合）
- 発行ポイントの失効。
- 継続利用割引に適用される継続利用期間の断絶。

#### ■ 契約電力又は契約電流容量の定め

従量電灯B（関西電力、中国電力、四国電力エリアは従量電灯A）	従量電灯C（関西電力、中国電力、四国電力エリアは従量電灯B）
原則：契約電流30アンペア以上60アンペア以下 （関西電力株式会社及び四国電力株式会社供給区域においては、契約容量6キロボルトアンペア未満）	原則：契約容量6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満

契約電力、契約容量、契約電流はお申し込み頂いた内容に基づき適用いたします。

#### ■ 供給電圧及び周波数

イーネットワークシステムズはお客様の供給設備を確認のうえ、次の電圧で電気を提供します。

供給電圧 交流単相2線式標準電圧100ボルト又は200ボルト、交流単相3線式標準電圧100ボルト/及び200ボルト、交流3相3線式標準電圧200ボルトのうち従前のものと同じとします。

周波数 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社供給区域の全部及び中部電力株式会社供給区域の一部：50Hz  
中部電力株式会社供給区域の一部、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社供給区域全部：60Hz

#### ■ 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

- 計測は、電力会社が行います。



2. 料金は、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
3. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

■ 小売供給に係る料金、その他のお客様の負担となるものの支払方法

電気料金は原則として、以下に定める方法によりお支払い頂きます。

イーネットワークシステムズが指定した金融機関等を通じて支払って頂く方法、その他イーネットワークシステムズが適当と認める方法によりお支払い頂きます。料金をイーネットワークシステムズが指定した金融機関等を通じて支払って頂く場合は、お客様がイーネットワークシステムズの指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法によりお支払い頂きます。この場合、お客様には、イーネットワークシステムズが指定した様式によりあらかじめイーネットワークシステムズに届け出て頂きます。

■ 託送供給等約款に定められたお客様の責任等について

1. お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客様の負担で必要な措置を講じて頂きます。
2. イーネットワークシステムズ及び電力会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地又は建物に立ち入らせて頂くことがあります。
3. 電力会社が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客様には当該設備の施設場所を電力会社は無償で提供して頂きます。
4. 電力会社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合、電力会社は、その電気工作物を無償で使用するものとします。
5. お客様は電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、電力会社及びイーネットワークシステムズに速やかにその旨を通知して頂きます。また、お客様が電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を電力会社及びイーネットワークシステムズに通知して頂きます。
6. お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、電力会社が調査する場合、当該調査にご協力頂きます。

■ お客様からの申出による需給契約の変更又は解除の方法、期間制限、違約金その他の負担

1. 需給契約の変更及び引越し（転居）に伴う解約については、冒頭3項目記載の連絡先までご連絡ください。
2. 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、イーネットワークシステムズ及びリアルワールドゲームスへご連絡頂く必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。
3. お客様が、契約容量又は契約電力を新たに設定又は増加した日以降1年に満たないで、電気の使用を終了しようとし又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、イーネットワークシステムズが託送供給等約款に基づき電力会社から料金及び工事費等の支払いを求められたときは、イーネットワークシステムズはお客様から当該求められた料金、工事費等相当額及び解約事務手数料5,500円（税込み）をお支払い頂きます。
4. 需給契約の変更又は解除が料金の算定期間中に行われた場合であっても、当該月の基本料金は全額申し受けます。

■ 需給契約の成立及び契約期間、更新

1. 需給契約は、イーネットワークシステムズがお客様からの申込みを承諾したときに、電気供給約款の定めに従い、お客様とイーネットワークシステムズとの間で成立します。
2. 契約期間は、需給契約が成立していることを前提条件とし、料金適用開始の日から1年間といたします。
3. 契約期間満了に先だって需給契約の消滅又は変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

■ イーネットワークシステムズからの申出による需給契約の変更又は解除

1. イーネットワークシステムズは、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等によりイーネットワークシステムズが必要と判断した場合には、電気供給約款及び電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容をアルクコインでんき Web ページに一定期間掲載することでお知らせいたします。
2. 支払期日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客様がイーネットワークシステムズの電気供給約款に違反した場合には、イーネットワークシステムズから需給契約を解約することがあります。

■ 供給の停止、中止

1. お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、お客様がイーネットワークシステムズの電気供給約款に違反した場合には、電力会社により電気の供給の停止が行われることがあります。
2. 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の需給上又は保安上必要がある場合、電力会社が電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限することがあります。

■ 損害賠償の免責

1. リアルワールドゲームスの媒介によりイーネットワークシステムズが電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行います。そのため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、需給契約の解除、漏電その他の事故があっても、それがリアルワールドゲームス及びイーネットワークシステムズの責めとならない理由によるものであるときには、リアルワールドゲームス及びイーネットワークシステムズは、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
2. 電力会社が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、リアルワールドゲームス及びイーネットワークシステムズはお客様に対して何らの責任を負いません。
3. 電力会社の責めとなる理由があることをもって、リアルワールドゲームス及びイーネットワークシステムズの責めとなる理由があることにはならないものとします。

■ 電子交付について

イーネットワークシステムズは電気供給約款、各種説明書、各種案内等の内容を、書面の交付又はホームページ、電子メールなどのイーネットワークシステムズ所定の電磁的方法により、お客様に交付します。

■ 暴力団排除

1. お客様には、自己及び自己の役職員、家族、同居人等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等でなくなってから 5 年を経過しない者でないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約して頂きます。
2. お客様が当該確約に違反した場合、イーネットワークシステムズは需給契約の解除その他必要な措置を講ずることができるものとします。

■ 管轄裁判所

需給契約に起因又は関連して発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。